

平成 22 年 5 月 14 日現在

研究種目：基盤研究 (C)
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19520619
 研究課題名 (和文) 「人種」と選挙権—アメリカ民主主義の展開における白人性構築分析—
 研究課題名 (英文) “Race” and Suffrage: An Analysis on the Historical Construction of Whiteness in American Democracy
 研究代表者
 小原 豊志 (OBARA TOYOSHI)
 東北大学・大学院国際文化研究科・准教授
 研究者番号：10243619

研究成果の概要 (和文)：本研究は 19 世紀アメリカ合衆国の黒人選挙権問題を白人性研究の成果を取り込みつつ考察することによって、アメリカ民主主義に内在する人種性の起源を解明しようとしたものである。具体的には南北戦争以前期の自由州における黒人選挙権の剥奪現象を同時期の白人選挙権問題と関連させて考察することにより、この現象が選挙権を自立性の指標とみなし、この権利を「白人」の特権たらしめんとした民衆の人種意識の表出したものであったことを明らかにした。

研究成果の概要 (英文)：This study aims to clarify the origin of racism of American democracy by examining the black suffrage problem in the 19th century from the point of the whiteness study. In particular, this study focuses on the disfranchisement of black suffrage in the free states and considers the reasons of it in relation to white suffrage problem. As a result, it is made clear that this phenomenon was an expression of popular racial consciousness that regarded suffrage as a symbol of independence and sought to make it the privilege of “white”.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2008 年度	800,000	240,000	1,040,000
2009 年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	2,800,000	840,000	3,640,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：アメリカ民主主義、白人性 (ホワイイトネス)、人種意識、黒人選挙権、白人選挙権

1. 研究開始当初の背景

アメリカ史の泰斗、エリック・フォナーはその著 *The Story of American Freedom* (1998) においてアメリカ的自由とは他者犠牲をともなう自由であることを指摘した。すなわち、フォナーによれば、人種・ジェンダー・階級

という境界線で分かれた一方の存在 (白人・男性・資本家) の自由は他方の存在 (黒人・女性・労働者) の自由を抑圧することではじめて実現したというのである。

本研究はこうした「他者犠牲のもとでのみ成立するアメリカ的自由のパラドックス」という指摘に示唆を受け、アメリカ民主主義の

展開を「人種」に即して再構成する試みである。

こうした着想を得るにいたった背景には、歴史上、アメリカ民主主義の理念と現実には大きなギャップが見られ続けたことがある。すなわち、アメリカ民主主義は「万人の平等」と「被治者の同意」を基本理念として出発したにもかかわらず、その実際の展開過程においては長年にわたって黒人の政治参加が拒絶されたのであった。このことは奴隷制廃止後の1870年に合衆国憲法修正第15条によって選挙権の人種差別が禁止されたにもかかわらず、1965年の投票権法の成立にいたるまで黒人の大半がこの権利から排除されたままであった事実からも明らかである。

以上のように歴史的にアメリカ民主主義が人種差別性を内包していたとすれば、その起源はどこに、そしてその要因は何に求められるであろうか。こうした問題関心から、研究代表者は政治的自由の象徴的権利としての選挙権に着目し、黒人選挙権問題の歴史的展開を追跡する研究を構想するにいたった。

2. 研究の目的

ところで、黒人選挙権問題は奴隷制廃止後に始まる問題ではなく、建国期にまでさかのぼることのできる問題である。すなわち、奴隷制が存続していた当時であっても奴隷身分に属さない自由黒人が少数ながらも自由州と奴隷州の双方に存在していたのであり、この存在に対する選挙権の付与をめぐる激しい論争がたたかわされたのであった。そしてその結果、黒人選挙権はほとんどの州において拒絶されたのであった。しかし、ここで注目すべきは、それと同時に白人男子普通選挙制が多く州で実現されたことである。これまでこの時期を対象にした選挙権研究は白人選挙権の拡大傾向に着目し、アメリカ民主主義の急激な発展要因を分析するものがほとんどであり、この問題と黒人選挙権問題との関連を問う研究は存在しない。しかし、冒頭で述べたフォナーの指摘をふまえ、先に述べた疑問を解決するには、この時期の選挙権問題を「人種」の観点から再検討する必要があると考えられた。

そこで本研究においては近年注目を受けている白人研究の成果を取り込みつつ、南北戦争以前期の自由州における選挙権問題の展開を「人種」の観点から再検討することによって、アメリカ民主主義に内在する人種差別性の起源を解明することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、その分析概念として白人性概念を用いることにした。デイヴィッド・R. ローディガーの *The Wages of Whiteness: Race and the Making of the American Working Class* (1991) を嚆矢とする白人性研究は「人

種」を歴史的・社会的構築物ととらえたうえで、「白人」の人種意識やその行動様式を白人性(ホワイテネス)という概念のもとに説明するものである。すなわち、白人性概念とは一種の人種同定概念であり、この概念の構築された特定の事物を所有したり、そうした特定の事象に関与したりすることで自らの人種が「白人」であることを証明することができる。ローディガーによれば、こうした白人性は黒人性を徹底的に排除することによって構築されるため、「白人」への帰属意識を得るには、自らを取り巻くすべての事物・事象から「黒人」を想起させる要素を取り除くことが不可欠の前提になるという。

さらに、ローディガーによれば、白人性の構築を追求した主体は南北戦争以前期の民衆であり、その根本には自立性の確保という願望があったという。すなわち、工業化の進展につれて自立性喪失の危機に見舞われた彼らは、黒人奴隷の存在を根拠に隷属性を「黒人」に固有な人種的属性と決めつけ、自らが「黒人」でないことを証明できれば、自らに自立性が備わっていることを証明できると考えたのであった。このように自立性の確保のために「黒人」が隷属的存在の象徴として創造され、その存在と徹底的な差別化をおこなうことによって白人性が構築されたとするならば、黒人選挙権問題も民衆による白人性構築欲求との関連で考察することが可能になると考えられる。なぜなら、選挙権こそ植民地期以来一貫して「自立した市民」に付与されるべき特権とみなされたからである。したがって、本研究では黒人選挙権問題を「選挙権への白人性の構築」という枠組みのなかに位置づけ、以下の二つの事例を検討した。

その第一はペンシルヴァニア州の事例である。同州は建国後にいち早く植民地期に由来する財産資格を廃止し、納税資格などの一定の資格を満たした「自由民」に選挙権を付与した州であり、当初は黒人選挙権を拒絶してはいなかった。しかしながら、同州は1838年州憲法において選挙権資格に人種資格を設定することによって黒人選挙権を剥奪したのであった。この事例については1837年の州憲法会議招集以前の黒人をめぐる状況を概観したうえで、会議における選挙権論議と同会議開催中に州司法部によって下された黒人選挙権違憲判決を分析した。

事例の第二は1842年のロードアイランド州で勃発した「ドーアの反乱」である。一般にこの「反乱」はトマス・ウィルソン・ドーアを指導者とする民衆勢力が自らの手で州憲法を制定し、一気に普通選挙制を実現せんとした選挙権拡大闘争として知られているが、ドーア派の主張に人種差別性が内在して

いたことはさほど注目されていない。すなわち、ドアー派が実現をはかったのは、あくまでも白人男子普通選挙制であり、彼らが黒人選挙権を明確に拒絶した事実およびその論理に関しては十分な検討がなされていないのである。また、黒人選挙権は「反乱」を鎮圧した旧来の支配層によって容認されたのであったがその理由についても十分な説明が与えられているとはいえない。そこでこの事例についてはドアー派の選挙権拡大の論理と黒人選挙権との関連、および「反乱」鎮圧後に旧来の支配層がおこなった選挙権改革における黒人選挙権の位置づけを検討した。

4. 研究成果

まずペンシルヴァニア州の事例の検討からは以下の三点が明らかになった。

その第一は、19世紀に入ると同州においては民衆の間で白人性構築欲求が昂じていたということである。とりわけ、その欲求を強く抱いていたのは当時急増しつつあったアイルランド系移民であった。彼らはその信仰や慣習を理由に種々の差別を被り、社会の下層に位置付けられていた。その結果、彼らは自立性を証明する手段としての白人性の構築に躍起になり、黒人との徹底的な差別化を図るとともに、黒人への敵意をあからさまにしたのであった。たとえば、社会的成功を収めた黒人を標的にした1834年のフィラデルフィア暴動はそうした彼らの意識が表出したものであった。彼らによる黒人選挙権の剥奪要求もこうした白人性構築欲求が選挙権を対象を定めて表出したものであった。

第二は、以上の民衆間の白人性構築欲求に加え、黒人選挙権の剥奪が1837年の州憲法会議によって決定された要因は、この会議における支配的な選挙観と党利党略的動機から展開された黒人選挙権剥奪論とが整合した点にあったことである。すなわち、この会議においては黒人選挙権問題に先んじて納税資格の撤廃問題が議論されたのであったが、この問題については選挙権を特権とみなし社会契約論の観点から納税という社会貢献の有無を統治参加の基準にするべきとする見解が多数を占め、納税資格の存置が決定されたのであった。その結果、普通選挙制は実現しなかったものの、ここで示された選挙権の特権観はのちに展開された黒人選挙権剥奪論のひとつの根拠となるものであった。なぜなら、黒人票の危険を認識した民主党がその排除のために会議において展開した黒人選挙権剥奪論は黒人の人種の劣等性を根拠にその非社会的貢献性を強調するものであったからである。こうした議論は社会貢献の有無を選挙権の基準とする選挙権の特権観と整合するものであった。民主党がこうした議論をおこなったのは、同党が支持基盤とする民衆、とくにアイルランド系の白人性構

築欲求に応えるためであったことはいうまでもなかった。

第三は、上記の州憲法会議が黒人選挙権の剥奪に成功したまひとつの要因は黒人選挙権剥奪問題の審議中に州司法部が下した黒人選挙権違憲判決に求められることである。この判決はそれまで人種の別が設けられていなかった「自由民」の範疇から黒人を除外することにより、非自由民たる黒人に選挙権を付与することを違憲と断じたのであった。自由民概念に白人性を構築したこの判決は黒人選挙権を拒絶する強力な法的根拠となり、州憲法会議における黒人選挙権剥奪論議の趨勢を決する影響力を有したのであった。

以上のように、ペンシルヴァニア州における黒人選挙権の剥奪は、民衆の選挙権における白人性構築欲求と民主党による黒人票の排除欲求が合致したところに、州司法部が自由民概念に白人性を構築して両者の主張を法的側面から正当化したことで実現したのであった。

次に、ロードアイランド州の「ドアーの反乱」の検討からは、以下の二点が明らかになった。

第一は、ドアー派が自ら策定した州憲法において白人男子普通選挙制を導入する一方で黒人選挙権を拒絶した根本的要因はペンシルヴァニア州の場合と同様に民衆の白人性構築欲求に求められるということである。ここでもドアー派の支持基盤の一角を占めたのはアイルランド系労働者であったが、その彼らは自立性を象徴する選挙権の獲得を目指し、普通選挙制の実現を目指すドアー派の州憲法制定運動に加わったのであった。ただし、当時、自立性の有無は人種を基準にして判断されるものであったため、ドアー派は選挙権を獲得して自らの自立性を誇示するためには、選挙権から黒人を排除し、この権利に白人性を構築せざるをえなかったのであった。したがって、以上のドアー派の論理からすれば、黒人選挙権の剥奪は白人普通選挙制を実現するうえで不可欠の前提であったのであった。

第二は、「反乱」を鎮圧した旧来の支配層による選挙権改革において黒人選挙権が容認された要因は、選挙権におけるネイティビティ性の構築が優先された点に求められることである。すなわち、旧来の支配層はアイルランド系を中心とする移民の急増に危機感を抱き、ことあるごとにネイティビズム運動を扇動してきたのであったが、多数の移民が支持する「反乱」が勃発するやその危機感は最高潮に達したのであった。そこで、「反乱」鎮圧後、旧来の支配層は将来的な移民の政治参加を制度的に阻止すべく選挙権改革をおこない、アメリカ生まれの市民には軽度

の納税資格を適用する一方で、帰化市民には高度の土地所有資格を適用したのであった。こうして前者に属する黒人は選挙権を容認されたわけであったが、そこでは旧来の支配層が「反乱」の鎮圧に際して黒人が示した軍事的貢献や彼らの示したネイティビズムを評価したこともさることながら、旧来の支配層にはその階級的背景から選挙権に白人性を構築する必要性がなかったことも強く作用していたと考えられる。

以上からロードアイランド州におけるドアー派と旧来の支配層との選挙権をめぐる一連の闘争は選挙権に白人性とネイティビティ性のいずれを構築するかをめぐって展開した闘いであったことがわかった。換言すれば、それは選挙権の境界線を人種に求め、白人の自由のために黒人を犠牲にせんとするドアー派に対して、その境界線をネイティビティに求め、アメリカ生まれの市民の自由のために移民を犠牲にせんとした旧来の支配層が勝利した闘いであったのである。

以上、本研究では南北戦争以前の時期の選挙権問題を「人種」に即して再検討した。これにより、当該期の黒人選挙権問題は当時の民衆の白人性構築欲求が直接に反映した問題であることが明らかになった。すなわち、自立性確保の手段として選挙権の獲得をめざす民衆にとって、この権利に自立性の象徴としての白人性を構築することは不可欠の前提であったのであり、そのためにはこの権利から黒人を総体として排除する必要があったのである。したがって、アメリカ民主主義に内在する人種差別性の構築要因は白人性構築欲求という民衆の人種意識に求められること、そしてその人種差別性が構築されはじめた時期は以上の白人性構築欲求が白人選挙権の拡大要求というかたちで表出した「ジャクソニアン・デモクラシー」期であったことが本研究によって明らかになった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

① 小原 豊志、アンテベラム期ペンシルヴァニア州における黒人選挙権の剥奪—1838年州憲法の成立過程を中心にして—、ヨーロッパ文化史研究、査読有、第11号、2010、pp. 1-31

② 小原 豊志、「ドアーの反乱」と黒人選挙権—アンテベラム期アメリカ合衆国における選挙権拡大闘争の一断面—、国際文化研究科論集、査読有、第17号、2009、pp. 1-14

[学会発表] (計1件)

① 小原 豊志、南北戦争・再建期から—合衆

国憲法修正第15条と黒人選挙権問題の展開—、アメリカ学会第42回年次大会、2008年6月1日、同志社大学

○出願状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小原 豊志 (OBARA TOYOSHI)
東北大学・大学院国際文化研究科・准教授
研究者番号：10243619

(2) 研究分担者 ()

研究者番号：

(3) 連携研究者 ()

研究者番号：